

平成29年小野町議会3月第2回会議

議事日程（第1号）

平成29年3月30日（木曜日）午後4時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 議会運営委員長報告
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 議案第29号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕
日程第 5 議員提出議案第2号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例について
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	渡邊直忠君	2番	会田明生君
3番	竹川里志君	4番	宗像芳男君
5番	田村弘文君	6番	籠田良作君
7番	水野正廣君	8番	遠藤英信君
9番	久野峻君	10番	佐・登君
11番	吉田康市君	12番	村上昭正君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大和田昭君	副町長	阿部京一君
教育長	西牧裕司君	総務課長	村上春吉君
税務課長	山名洋一君	町民生活課長	石井一一君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	吉田浩祥	次長	折笠顕一
書記	二瓶由佳子	書記	猪狩信輔

開議 午後 4時10分

◎開議の宣告

○議長（村上昭正君） ただいまから、平成29年小野町議会3月第2回会議を開きます。

なお、会議規則第9条第2項の規定により、開議時刻を繰り下げ、ただいまから会議を開きます。

ただいま出席している議員は12名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。

◎議事日程の報告

○議長（村上昭正君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村上昭正君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第125条の規定により、議長において、

3番 竹 川 里 志 議員

4番 宗 像 芳 男 議員

を指名いたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（村上昭正君） 日程第2、3月第2回会議の日程について議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

4番、宗像芳男議会運営委員長。

[議会運営委員会委員長 宗像芳男君登壇]

○議会運営委員会委員長（宗像芳男君） 本日午後3時より開催した議会運営委員会の結果について報告いたします。

平成29年小野町議会3月第2回会議の会議日程については、本日1日限りとすることに決定いたしました。

また、議案の採決方法について、議案第29号及び議員提出議案第2号については簡易採決により行うことといたしました。

以上をもって報告といたします。

○議長（村上昭正君） ただいまの議会運営委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議会運営委員長報告のとおり、3月第2回会議の日程は本日1日限りといたします。

また、議案の採決方法について、議案第29号及び議員提出議案第2号については簡易採決により行うことといたします。

会議日程については、お手元に配付のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（村上昭正君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定に基づき、出席を求めましたのは、町長、教育委員会委員長であり、その委任を受けました者の名簿は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村上昭正君） 議案の上程を行います。

日程第4、議案第29号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 平成29年小野町議会3月第2回会議が開催されるに当たり、議員各位には公私ともにご多忙の中、ご出席を賜り、衷心より感謝を申し上げます。

本3月第2回会議にご提案申し上げる案件につきましては、条例改正1案件であります。今回判明しました固定資産税の課税誤りにより、長年固定資産税を過大に徴収し、これに関連いたしまして国民健康保険税につきましても、資産割として固定資産税額をもとに税額の一部を算定し過大徴収しており、納税者の皆様、町民の皆様にご多大なご迷惑をおかけしましたところであります。

また、税務行政に対する信頼を著しく損なうとともに、町政への信用を失墜させた事態を招いたことを大変

重く受けとめております。現時点で町政をあくまで最高責任者として、けじめをつける必要があると考えたものでございます。

今般、議員の皆様のご指導、ご協力により、納税者の皆様に固定資産税等の還付が完了し、一定の整理がついたことから、条例の一部を改正させていただくため、私と副町長の給料を減額するための条例改正案を提案するものであり、町政執行上緊急かつ重要な案件でありますことから、お集まりいただいたところであります。

本案のご議決を賜りました後も引き続き再発防止に努め、納税者の皆様、住民の皆様の理解と信頼が得られるよう取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

それでは、提出議案に係る提案理由をご説明申し上げます。

議案第29号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、町長、副町長の給与月額について改正するものであります。

条例改正の内容につきましては、条例附則の改正を行い、平成29年4月1日から平成29年6月30日までの3カ月間に支給する町長、副町長の給料月額を、町長は20%減額し、給料月額を79万円から63万2,000円に、副町長は10%を減額し、給料月額を63万2,000円から56万8,800円に改めるものであります。

また、本改正案は平成29年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第29号 条例改正1案件につきましてご説明を申し上げましたが、慎重ご審議の上ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第29号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第29号について質疑を終わります。

続いて討論を行います。

議案第29号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第29号の討論を終わります。

議案の採決を行います。

議案第29号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第29号については原案のとおり可決されました。

◎議員提出議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村上昭正君） 日程第5、議員提出議案第2号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案は議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第2号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、10番、佐・登議員の説明を求めます。

10番、佐・登議員。

〔10番 佐・登君登壇〕

○10番（佐・登君） 議員提出議案第2号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第112条の規定により、下記のとおり提出する。

平成29年3月30日提出。

提出者、佐・登。賛成者、吉田康市、同じく久野峻、同じく遠藤英信、同じく水野正廣、同じく籠田良作の各議員であります。

提案理由。このたびの固定資産税等の課税誤りを重く受けとめ、平成29年4月1日から平成29年6月30日までの間に支給する議会の議長、副議長及び議員それぞれの議員報酬の月額を、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例第2条に規定する額から、当該額に100分の10に相当する額を減じた額とするため、本案を提出する。

以上であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第2号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

続いて討論を行います。

議員提出議案第2号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって討論を終わります。

次に、議案の採決を行います。

議員提出議案第2号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につ

いてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第2号については原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（村上昭正君） 以上をもって3月第2回会議の会議日程は全て終了いたしました。

本日の会議はこれをもって散会といたします。

散会 午後 4時23分